

監査法人のローテーション制度に関する調査報告  
(第一次報告)

平成 29 年 7 月 20 日

金 融 庁

# 目次

I. 本調査の経緯・目的	2
II. 我が国におけるパートナーローテーション制度及び監査法人の強制ローテーション制度導入をめぐる議論の経緯	4
1. パートナーローテーション制度の導入	4
2. 監査法人の強制ローテーション制度導入をめぐる議論とパートナーローテーション制度の強化（金融審議会公認会計士制度部会（2006年））	4
III. 金融審議会公認会計士制度部会（2006年）以降の進展・状況変化	6
1. 東芝事案とパートナーローテーション制度等との関係	6
(1) 監査法人等に対する行政処分の概要	6
(2) 東芝の監査契約と監査チームの状況	6
(3) 東芝事案において、「新たな視点での会計監査」が有効に機能しなかったと考えられる主な原因・要因とその具体的な影響	8
2. 企業と監査法人の監査契約の固定化（契約の長期化）	10
3. 欧州における監査法人の強制ローテーション制度の導入	12
IV. 欧州における監査法人の強制ローテーション制度	14
1. 監査法人の強制ローテーション制度の導入及び欧州各国における制度対応	14
(1) 会計監査に係る制度改正の概要	14
(2) 監査法人の強制ローテーション制度	14
(3) 監査法人の強制ローテーション制度に関連するその他の制度改正	15
(4) 欧州各国における制度対応	15
2. 監査法人の強制ローテーション制度導入後の具体的な動き	18
(1) イギリス	18
(2) フランス	20
(3) ドイツ	22
(4) オランダ	23
(参考) 欧州以外の諸外国における監査法人の強制ローテーション制度をめぐる状況	26
(1) アメリカ	26
(2) インド	27
(3) 南アフリカ	28
V. まとめ	30
【資料1】パートナーローテーション制度	33
【資料2】強制入札制度	35
【資料3】共同監査	37
【資料4】監査人の交代に伴う監査法人間の引継ぎ	39
【資料5】各国における上場企業の監査市場の状況	40

## I. 本調査の経緯・目的

近時の不正会計事案などを契機として、我が国の会計監査の信頼性が問われている。その信頼性を確保するためには、監査法人の独立性を確保し、職業的懐疑心の発揮を促すことが重要である。

監査法人の独立性を確保する手段として、企業が監査契約を締結する監査法人<sup>1</sup>を一定期間毎に強制的に交代させる制度（以下、「監査法人の強制ローテーション制度」という。）を導入することについては、2006年に金融審議会公認会計士制度部会において議論が行われた。同年12月に取りまとめられた同部会報告「公認会計士・監査法人制度の充実・強化について」においては、当時における判断として、監査法人の強制ローテーション制度の導入には一定の利点があるとしつつも「慎重な対応が求められ」、パートナーローテーション制度<sup>2</sup>に関して、大規模監査法人において上場会社の会計監査を担当する業務執行社員等に係る制度を強化すべきであるとされた。

2006年から10年余が経過しているがその間も我が国においては、不正会計事案が発生し、パートナーローテーション制度は、同制度の導入時に期待された「新たな視点での会計監査」という観点からは、その目的・効果を必ずしも達成していない状況にあるとも言える。またこの間、諸外国では、金融危機等を受けて監査法人の強制ローテーション制度の導入が議論され、欧州においては、2014年に制定された法定監査規則において監査法人の強制ローテーション制度の導入が決定され、2016年より適用が開始されるといった変化が起きている。

こうした状況を踏まえ、2016年3月に公表された『『会計監査の在り方に関する懇談会』提言』では、監査法人の強制ローテーション制度の導入について、諸外国の最近の動向も踏まえつつ、期待される効果、導入に伴う留意点や、制度の実効性を確保するための方策等について、金融庁において、深度ある調査・分析がなされるべきであるとされた。

本調査報告は、同提言を受け、監査法人の強制ローテーション制度に関する諸外国の制度対応やその背景を調査・分析するとともに、諸外国において同制度を導入する際に制度の実効性を確保するためにどのような方策がとられているか等について取りまとめたものである。なお、本調査報告は2006年から現在までの諸外国における制度の変化や監査市場の動向に関する調査を中心とした第一次報告であり、今後、国内関係者からのヒアリング等を含めさらに調査を進めていく必要がある。

なお、本調査にあたり、会計監査の在り方に関する懇談会のメンバーである、引頭麻実大和総研専務理事、初川浩司公認会計士、八田進二青山学院大学大学院教授（肩書は2016年12月時点）には、海外調査に参加いただくなどのご協力を

<sup>1</sup> 本調査報告においては、（個人の）監査事務所を含め、広く「監査法人」と記述している。

<sup>2</sup> パートナーローテーション制度とは、業務執行社員（パートナー）が継続的に同じ被監査企業の会計監査に従事できる期間に上限を設け、これを強制的に交代させる制度である【資料1】。

いただいた。また、本調査報告のとりまとめにあたり、紺野卓日本大学准教授には、助言をいただくなどのご協力をいただいた。

## II. 我が国におけるパートナーローテーション制度及び監査法人の強制ローテーション制度導入をめぐる議論の経緯

### 1. パートナーローテーション制度の導入

我が国においては、1997年の金融機関等の破綻を契機にした会計監査の在り方に対する厳しい批判を背景に、会計監査の適切性を確保するためには監査法人の被監査企業からの独立性を強化する必要があるとの観点から、日本公認会計士協会の自主規制として、1998年4月よりパートナーローテーション制度が導入された。その際、継続的に同じ被監査企業の会計監査に業務執行社員として従事することができる最長継続任期は、「例えば、概ね10年」とされた。その後、2002年4月からは、最長継続任期を7年、最短インターバルを2年とするよう強化された。

2003年の公認会計士法の改正により、パートナーローテーション制度は法定化され、上場会社を含む一定の大会社等の会計監査に係る業務執行社員について、最長継続任期を7年、最短インターバルを2年とすることが義務付けられた。

### 2. 監査法人の強制ローテーション制度導入をめぐる議論とパートナーローテーション制度の強化（金融審議会公認会計士制度部会（2006年））

その後、カネボウの不正会計事案<sup>3</sup>などを契機として、2006年の金融審議会公認会計士制度部会において、業務執行社員や監査法人のローテーション制度の在り方について再度議論がなされた。

同年12月に同部会が取りまとめた報告書である「公認会計士・監査法人制度の充実・強化について」においては、監査法人の強制ローテーション制度の導入について、

監査人の独立性確保を徹底するとの観点から意義があるとの指摘がある一方で、i) 監査人の知識・経験の蓄積の中断、ii) 監査人、被監査企業に生じる交代に伴うコスト、iii) 被監査企業の活動の国際化や監査業務における国際的な業務提携の進展等の中での国際的な整合性の確保、iv) 大規模監査法人の数が限定されている中での交代の実務上の困難さ、等の観点からその問題点が指摘されるところであり、少なくとも現状においてこれを導入することについては、慎重な対応が求められる。

とされた。

---

<sup>3</sup> 2006年、金融庁は、カネボウの会計監査を担当していた中央青山監査法人（当時）及び担当公認会計士に対し、有価証券報告書の財務書類に虚偽の記載があったにもかかわらず、故意に虚偽のないものとして証明したことにより行政処分を行った。処分された公認会計士は、いずれも長年カネボウの会計監査を担当しており、こうした企業との「馴れ合い」が不正の土壌と指摘された。

また、同部会の議論では、大規模監査法人において上場会社の会計監査を担当する筆頭業務執行社員等に関しては、最長継続任期を5年、最短インターバルを5年とすることが適当とされ、2007年の公認会計士法の改正により法定化された。

### III. 金融審議会公認会計士制度部会（2006年）以降の進展・状況変化

#### 1. 東芝事案とパートナーローテーション制度等との関係

2006年の金融審議会公認会計士制度部会での議論から10年余が経過しているが、その間も、我が国においては会計監査の信頼性が問われる不正会計事案が発生している。2015年に東芝に対し、金融庁が有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令を発出した事案（以下、「東芝事案」という。）においては、同社の会計監査を行っていた新日本有限責任監査法人（以下、「新日本監査法人」という。）に対しても、相当の注意を怠って重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したとして、金融庁が行政処分を行った。

東芝事案において、会計監査を実施した新日本監査法人では、パートナーローテーション制度を含め、被監査企業からの独立性の確保に関する法令などは遵守されていた。しかしながら、パートナーローテーション制度は結果として、期待された「新たな視点での会計監査」という観点からは、有効に機能していなかったと考えられる。

以下、東芝事案において、パートナーローテーション制度が有効に機能しなかった状況について検証・分析する。

##### (1) 監査法人等に対する行政処分の概要

2015年12月22日、金融庁は、東芝の会計監査を行っていた新日本監査法人及び同社の会計監査を担当していた公認会計士について、同社の2010年3月期、2012年3月期及び2013年3月期における財務書類の会計監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したとして、同監査法人に対しては新規業務停止3月及び業務改善命令を、担当公認会計士7名に対しては1月～6月の業務停止を命じた。なお、同監査法人に対しては、併せて、約21億円の課徴金納付を命じた。

##### (2) 東芝の監査契約と監査チームの状況

東芝は、証券取引法監査が導入された1951年から会計監査を受けている。新日本監査法人は、同監査法人の前身の監査法人時期を含めると約47年間、個人事務所の時期を含めると約63年間にわたり、継続して同社の会計監査を受嘱し、実施していた。

ただし、同監査法人では、同社の会計監査において、2003年の公認会計士法、及び2007年の改正法の規定どおりに、筆頭業務執行社員については最長継続任期を5年、その他の業務執行社員については7年とするパートナーローテーションを実施しており、2015年の行政処分の対象となった業務執行社員7名のうち1名は以前に東芝及び東芝グループの会計監査を経験していない者が就任していた。

また、過去11年（2004年3月期から2014年3月期）の同社の有価証券報

告書に係る会計監査に従事した業務執行社員は下記表1（【表1】東芝提出の有価証券報告書に係る業務執行社員の推移）の通りである。このうち、最も長期間、同社の会計監査に従事していた者は「D」の業務執行社員であるが、同者は業務執行社員を法定年数務めた後、2年の最短インターバルを経て筆頭業務執行社員に就任しており、法令には準拠していた。

【表1】東芝提出の有価証券報告書に係る業務執行社員の推移

提出年月日	開示書類	筆頭業務 執行社員	業務執行社員		
2004年 6月25日	第165期有価証券報告書 (2003年4月1日～2004年3月31日)	A	D	E	-
2005年 6月24日	第166期有価証券報告書 (2004年4月1日～2005年3月31日)	A	D	F	J
2006年 6月27日	第167期有価証券報告書 (2005年4月1日～2006年3月31日)	B	D	F	K
2007年 6月25日	第168期有価証券報告書 (2006年4月1日～2007年3月31日)	C	D	F	K
2008年 6月25日	第169期有価証券報告書 (2007年4月1日～2008年3月31日)	C	D	F	K
2009年 6月24日	第170期有価証券報告書 (2008年4月1日～2009年3月31日)	C	D	G	K
2010年 6月23日	第171期有価証券報告書 (2009年4月1日～2010年3月31日)	C	G	I	K
2011年 6月23日	第172期有価証券報告書 (2010年4月1日～2011年3月31日)	C	G	I	L
2012年 6月22日	第173期有価証券報告書 (2011年4月1日～2012年3月31日)	D	H	I	L
2013年 6月25日	第174期有価証券報告書 (2012年4月1日～2013年3月31日)	D	H	I	L
2014年 6月25日	第175期有価証券報告書 (2013年4月1日～2014年3月31日)	D	H	I	L

出典：有価証券報告書より金融庁作成。

注：太線で囲まれた期間の財務書類に係る監査が行政処分の対象。



(3) 東芝事案において、「新たな視点での会計監査」が有効に機能しなかったと考えられる主な原因・要因とその具体的な影響

① 東芝のガバナンスへの過信

東芝は、これまで日本企業の中でもいち早く委員会設置会社に移行するなど優良なガバナンスを備えた企業のフロントランナーであると言われ、また、長期間にわたり大きな会計不正も発覚していなかった。このため、新日本監査法人の同社担当の監査チームは、同社のガバナンスを過信していた。同監査法人は、同社担当の監査チームには、同社の行う事業に精通した公認会計士や、同社が適用している米国会計基準に精通した公認会計士を配置してきた。しかしながら、同監査法人が約47年間にわたって同社の監査を担当している中で、同社担当の監査チームのメンバー構成が、長期間にわたり同社や同社の子会社の監査を担当した者が中心となっていることなどにより、同社担当の監査チームにおいて同社のガバナンスへの過信が生じ、同社側から説明を受けたり、資料の提出を受けたりした際に、批判的な観点からの検証手続が十分に行われないことが多くなり、会計監査において、さらに一步、深掘りしようという姿勢に欠けることにつながったと考えられる<sup>4</sup>。

② 監査手続の前例踏襲や過去の監査従事者の判断への過信

東芝事案においては、監査チームのメンバーが、パソコン事業において製造原価がマイナスとなるなどの異常値を認識していたにもかかわらず、そのリスクについて監査チーム内での情報共有が不十分であった。また、監査チーム内において不正の兆候を把握した場合の上位者への報告義務を課すなどの適切な指示、指導及び監督が業務執行社員によって十分に行われていなかった<sup>5</sup>。

このように監査チーム内において適切な対応がなされなかったのは、上記①で述べたように、同社担当の監査チームが同社のガバナンスを過信していたことに加え、

- ・ 東芝のリスクやリスクを踏まえて行うべき監査手法や手続について、これまでの監査手法や手続を信頼するあまり、同監査法人内の同社担当の監査チームにおいて適時の見直しが行われていなかったこと、
- ・ 会計監査を行う時点において、東芝の行う事業が、過去の監査チームが同社から聴取を行った時点と同じ状況にあるものと思い込み、新たな視点での説明や証拠を求めることなく監査手続を行い、会計監査に新たな視点を加えることが難しくなっていたこと<sup>6</sup>、

などに起因するものと考えられる。

<sup>4</sup> 2015年12月22日 金融庁「監査法人及び公認会計士の懲戒処分等について」3.(1)柱書き参照。

<sup>5</sup> 同上3.(1)ア参照。

<sup>6</sup> 同上3.(1)(2)参照。

### ③ 東芝に対する会計監査に及ぼした具体的な影響

①、②に掲げた原因・要因により、新日本監査法人が行った東芝の個別事業の会計監査において、以下のように監査手続が十分に実施されなかった。

同社はパソコン事業を営む社内カンパニーにおいて、外部製造委託会社に主要部品を有償で供給して、パソコンの製造を委託し、完成品たるパソコンを買取る取引（以下、「部品供給取引」という。）を行っていた。

2009年3月期第2四半期以降、同社はパソコン事業において、部品供給取引を利用し、毎四半期末に正常な生産に必要な数量を超えた部品を、一定価格を上乗せした価格で外部製造委託会社へ販売し、未収入金として計上するとともに、上乗せした価格と同額の製造原価を減額した形にすることによって、不正に多額の利益を計上していた。この結果、パソコン事業の製造損益は四半期末月に利益が拡大し、翌月には悪化する状況が繰り返される中で、時期を追うごとに製造損益の振れ幅は拡大し、2012年3月期には、四半期末月の製造原価が非常に低い水準に、さらに、2013年3月期には、四半期末月の製造原価がマイナスとなる異常値となっていた<sup>7</sup>。

こうした状況下における同監査法人の監査において、2010年3月期に、監査チームは毎四半期末月の製造原価の減額を認識し、同社からは「部品メーカーからの多額のキャッシュバックがあった」との本来の理由とは異なる説明を受けていた。しかしながら、その際に部品メーカーとのキャッシュバックの合意に関する証憑等を入手せず、同社からの説明を監査調書に記載するのみで、同社側の説明や提出資料に対し、批判的な観点からの検証は十分に実施されなかった。四半期末月の製造原価が非常に低い水準となっていた2012年3月期においても、従前と監査手法は変わらなかった。さらに、2013年3月期においても、製造原価がマイナスとなる異常値が認識されたにもかかわらず、監査チームにおいては批判的な観点からの検証は十分に行われなかった<sup>8</sup>。2010年3月期と、2012年3月期及び2013年3月期では、業務執行社員4名のうち、筆頭業務執行社員を含む3名が交代していた<sup>9</sup>にもかかわらず、交代後の業務執行社員も、会計監査に新たな視点を加えることができず、監査手法の新たな見直しにはつながらなかった。

さらに、2010年3月期時点に比較して、2013年3月期では、検出された異常値の度合いが大きくなっていったが、監査チームのメンバーにおいては、過去に問題が無いと判断したことで、改めて異常が発見された際の検証がおろそかになり、監査チーム内での情報共有も不十分であった。また、このように、監査チームのメンバーが、パソコン事業において製造原価がマイナスと

<sup>7</sup> 2015年12月22日 金融庁「監査法人及び公認会計士の懲戒処分等について」3.(1)ア参照。

<sup>8</sup> 同上3.(1)ア参照。

<sup>9</sup> 【表1】東芝提出の有価証券報告書に係る業務執行社員の推移を参照。

なっていることを示す資料等を同社から入手していたにもかかわらず、業務執行社員らは、異常が認識されれば監査チーム内の下位者から報告があるものと思い込み、下位者に対して異常を認識した場合の報告義務を課す等の適切な指示や指導を行わなかった<sup>10</sup>。

このように、異常値の評価、証憑等の入手手続、監査チーム内の情報共有などを行う際、同社のガバナンスへの過信や、監査手続の前例踏襲、過去の監査従事者の判断への過信などから、監査チームは不正を見抜くための有効な監査手続を実施することができなかった<sup>11</sup>。

以上の通り、東芝事案については、公認会計士法の規定どおりにパートナーローテーション制度が実施されていたが、本事案の発生原因を分析すると、パートナーローテーション制度は期待された「新たな視点での会計監査」という観点からは、結果として、制度導入時に期待した効果を十分に発揮するものとしては機能しなかったと考えられる。

## 2. 企業と監査法人の監査契約の固定化（契約の長期化）

東芝事案では、約47年間の長期にわたり同じ監査法人との監査契約が継続していたが、青山学院大学大学院 町田祥弘教授の研究<sup>12</sup>によると、我が国において、上場企業がどれくらいの期間、同じ監査法人と継続して契約しているのかという監査契約の固定化状況は【表2】の通りとなっている。

2010年度における上場企業3,630社のうち、2000年度に上場していた企業は2,450社、1990年度は1,079社、1980年度は784社である。そのうち、各年度において2010年度と同じ監査法人が会計監査を行っていた上場企業の数(比率)は、2000年度が1,500社(61%)、1990年度が615社(57%)、1980年度が490社(63%)と高い水準となっている。特に上場の歴史が長い企業において長期間同じ監査法人と監査契約を結んでいる傾向が見られる。

<sup>10</sup> 2015年12月22日 金融庁「監査法人及び公認会計士の懲戒処分等について」3.(1)ア参照。

<sup>11</sup> 同上3.(1)柱書き及び3.(1)ア参照。

<sup>12</sup> 町田祥弘「監査規制をめぐる新たな動向と課題 -監査事務所の強制的交代の問題を中心として-」『会計監査ジャーナル』No.725(2015.12)、86頁。

【表 2】 監査市場における監査契約の固定化状況

年度	2010 年度における上場企業が存在していた数 (社)	2010 年度と同じ監査法人が会計監査を行っていた数 (社)、比率 (%)	2010 年度と異なる監査法人が会計監査を行っていた数 (社)、比率 (%)
2000	2,450 社	1,500 社 (61%)	950 社 (39%)
1990	1,079 社	615 社 (57%)	464 社 (43%)
1980	784 社	490 社 (63%)	294 社 (37%)

【表 3】は 2016 年度 TOPIX 上位 100 社の企業を対象に、この 10 年間に監査法人が交代した企業の割合を示している。2016 年度の TOPIX 上位 100 社のうち、2007 年度にも存在していた企業 96 社を対象に調査したところ、監査法人が交代した企業は 5 社 (5%) であり、91 社 (95%) は同じ監査法人を利用している。このことは、この 10 年間に監査契約の固定化の状況には変化がなかったことを示しており、我が国の大企業については監査法人との契約期間は一層長期化しつつあると言える。

【表 3】 直近 10 年間に監査法人が交代した企業の割合

年度	2016 年度における TOPIX100 社が存在していた数 (社) (a)	(a) のうち、2016 年度と同じ監査法人が会計監査を行っていた数 (社)、比率 (%)	(a) のうち、2016 年度と異なる監査法人が会計監査を行っていた数 (社)、比率 (%)
2007	96 社	91 社 (95%)	5 社 (5%)

欧州においても監査契約の固定化が進んできたことが指摘されている。【表 4】にある通り、イギリスの監査市場 (2010 年) では、FTSE100 (時価総額上位 100 社) の 67%、FTSE250 の 52% が 10 年間同じ監査法人から会計監査を受けていた。また、FTSE100 の 31%、FTSE250 の 20% は 20 年間同じ監査法人から会計監査を受けている。このようにイギリスにおいても監査契約の固定化が見られるが、10 年間同じ監査法人を利用している企業の割合を日英で比較すると、イギリスの FTSE100 企業では 67% であるのに対し、TOPIX 上位 100 社では 95% であり、イギリスに比べて我が国の方が、監査法人における監査契約の固定化が顕著であると考えられる。

【表 4】 イギリスの監査市場における監査契約の固定化状況<sup>13</sup>

	10年間同じ監査法人から 会計監査を受けている比率 (%)	20年間同じ監査法人から 会計監査を受けている比率 (%)
FTSE100	67%	31%
FTSE250	52%	20%

### 3. 欧州における監査法人の強制ローテーション制度の導入

欧州では、金融危機の深刻化を受け、「企業の財務的健全性の正確さを保証する監査は、金融監督やコーポレートガバナンスとともに、金融の安定に貢献する鍵となる」との認識のもと<sup>14</sup>、2010年以降、会計監査制度の改革が進められた。

まず、2010年、欧州委員会が公表した「監査に関する政策：危機からの教訓」と題するグリーンペーパー（政府の提出する政策の提案書）（以下、「グリーンペーパー」という。）に基づく、パブリックコンサルテーションが実施された。グリーンペーパーでは、金融危機に至る過程で銀行の会計監査が適切に機能していたかとの問題意識から、監査法人の在り方等をめぐり、監査法人の強制ローテーション制度を含め、以下のような事項を議論・調査することが提言された。

- ・ 監査人の役割：利害関係者とのコミュニケーション、無限定適正意見以外の意見の在り方、監査報告書における潜在的なリスク等の有益な情報の提供（監査報告書の透明化）
- ・ 監査法人のガバナンスと独立性：監査法人の強制ローテーション制度、非監査サービスの提供に係る規制の強化
- ・ 監査法人への監督：監査監督当局と監査法人の対話の強化、グローバル監査ネットワークの監督
- ・ 監査市場の寡占：共同監査、監査法人の強制ローテーション制度、強制入札制度

2010年のグリーンペーパーに続き、翌2011年、欧州委員会により、制度改革による影響がメリット・デメリットに分類される形で評価された。その後、2014年には以下の指令改正等が行われ、2016年6月に適用が開始された。

- ・ 「法定監査指令」の改正（Directive 2014/56/EU。Directive 2006/43/ECを改正。以下、「新EU法定監査指令」という。）

<sup>13</sup> 町田祥弘、前掲稿、85頁。

<sup>14</sup> European Commission [EC], “Green Paper Audit Policy : Lessons from the Crisis,” p.3, 2010.

- ・ 「PIE (Public Interest Entity : 社会的影響度の高い事業体<sup>15)</sup>) に関する法定監査規則」の制定 (Regulation (EU) No.537/2014。以下、「新 EU 法定監査規則」という。)

新 EU 法定監査指令及び新 EU 法定監査規則 (以下、両者を合わせて「新 EU 法定監査規制」という。) により、PIE の会計監査について監査法人の強制ローテーション制度を含む監査法人の強固な独立性を確保するための新たな諸制度が導入された。

【表 5】 欧州における監査法人の強制ローテーション制度をめぐる議論の変遷

年	月	出来事
2008 年	9 月	世界的な金融危機の深刻化
2010 年	10 月	欧州委員会によるグリーンペーパーの公表 (~12 月 パブリックコンサルテーションを実施)
2011 年	11 月	欧州委員会による、新 EU 法定監査規制に関する提案の欧州議会及び欧州連合理事会への提出
2013 年		欧州議会、欧州連合理事会による審議 三者対話 (欧州委員会、欧州議会及び欧州連合理事会の代表間での非公式な調整) を並行的に実施
2014 年	4 月	欧州議会による、最終修正案の可決
		欧州連合理事会による、最終修正案の可決
	5 月	EU 官報公布
	6 月	新 EU 法定監査規制の効力発生 (EU 官報公布の 20 日後)
2016 年	6 月	新 EU 法定監査規則の施行 新 EU 法定監査指令に基づく EU 加盟国の国内立法化期限

<sup>15</sup> 新 EU 法定監査指令は、PIE を以下のように定義している。

(i)譲渡可能証券が EU 加盟各国いずれかの市場で取引されることが認められており、当該加盟国の法律に準拠している組織、(ii)金融機関、(iii)保険会社、(iv)各加盟国によって PIE として定義された組織

## IV. 欧州における監査法人の強制ローテーション制度

### 1. 監査法人の強制ローテーション制度の導入及び欧州各国における制度対応

#### (1) 会計監査に係る制度改正の概要

欧州委員会は、新 EU 法定監査規制の主なポイントは以下の 3 項目の実現であり、会計監査の品質向上の基礎となる監査法人の独立性及び職業的懐疑心の強化は、監査法人の強制ローテーション制度の導入を含む一連の施策が全て実施されることによって初めて達成できるとしている。

##### (a) 会計監査人の社会的責任の明確化

- ・ 監査品質の向上（より詳細で情報量の多い監査報告書）
- ・ 透明性の強化（監査法人の透明性報告書）
- ・ 説明責任の強化（被監査企業における監査委員会機能の強化）

##### (b) 強固な独立性の仕組み

- ・ PIE の会計監査への監査法人の強制ローテーション制度の導入
- ・ 被監査 PIE に対する非監査業務提供の禁止
- ・ PIE から受取る非監査業務収入の上限の設定

##### (c) EU 監査市場の活性化及び監視体制の確保

- ・ 会計監査の単一市場化（国際監査基準の適用）
- ・ 監査法人の選択肢の拡大（寡占監査市場からの脱却）
- ・ 監査法人への監視強化（EU 共通の監視機関の設立）

#### (2) 監査法人の強制ローテーション制度

監査法人の強制ローテーション制度については新 EU 法定監査規則第 17 条に以下の通り規定されている。

(a) PIE の会計監査人を任命する場合、初回の任期については、原則として、最短任期を 1 年（更新可能）とし、最長継続任期を 10 年（更新されている場合は、更新前の期間と合算）とする（第 1 項）。ただし、加盟国は、1 年より長い最短任期、又は 10 年より短い最長継続任期を設定することができる。（第 2 項）

(b) 最長継続任期経過後、会計監査人は、同一ネットワークに属するメンバーファームを含め、当該 PIE に対して 4 年間会計監査を実施してはならない。（第 3 項）

(c) 加盟国は、以下の場合において、最長継続任期の延長を可能とすること

ができる。(第4項)

- 最長継続任期経過後、公開入札が行われた場合(20年まで延長可能)
- 共同監査を実施し、共同監査報告書が提出された場合(24年まで延長可能)

(d) (公開入札による20年までの延長、共同監査による24年までの延長について) 監査委員会の推薦に基づき、経営機関又は監督機関が、当初の最長継続任期の延長を株主総会に提案し、これが承認された場合、最長継続任期の延長が可能となる。(第5項)

(e) 例外的に、PIEが規制当局に最長継続任期の延長を依頼し、これが許可された場合、(公開入札による20年までの延長、共同監査による24年までの延長について、延長後の最長継続任期を超えて、更に)2年を上限として会計監査人の再任が可能となる。(第6項)

### (3) 監査法人の強制ローテーション制度に関連するその他の制度改正

新EU法定監査規則では、監査法人の強制ローテーション制度の導入と併せて、企業の監査委員会に対して、監査法人候補の選定に責任を持つことや、経営陣及び株主並びに監督当局に必要な応じ監査法人候補の選定理由を説明することによりその選定過程を透明にすることを求めている。オランダ当局によると、監査委員会が監査法人候補の選定に説明責任を持つことにより、監査法人の強制ローテーション制度においてより高い品質の会計監査を行う監査法人が選択される効果を見込んでいるとのことである。

### (4) 欧州各国における制度対応

今回の新EU法定監査規制はいずれも2014年6月16日に効力を発生し、翌17日に施行された。国内立法化を求められるEU指令(EU Directive)と異なりEU規則(EU Regulation)はEU加盟国において直接適用されるが、監査法人の強制ローテーション制度に関する新EU法定監査規則については解釈・選択が求められるものが少なく、また、柔軟な経過措置や例外規定も講じられていることから、各国において、新EU法定監査指令の実施と併せ、監査法人の強制ローテーション制度に関する新EU法定監査規則の制度の詳細を規定した国内法が整備されている。

#### ① イギリス

イギリスでは、BIS (Department for Business, Innovation and Skills : ビジネス・イノベーション・技術省)が作成した法律案を基に2016年6月に会社法が改正され、今回のEU規制が立法化された。制度の内容は、新EU法定監査規則の内容とほぼ同様であり、2015年1月よりFTSE350企業に対し10年ごとの強制入札が義務付けられていることから、これらの



企業の最長継続任期は 20 年となっている。

【表 6】 イギリスにおける新 EU 法定監査規制に関連する諸制度整備の動向

年月	出来事
2010 年 1 月	FRC (Financial Reporting Council : イギリス財務報告評議会) が監査法人ガバナンス・コード (Audit Firm Governance Code) を公表
2012 年 9 月	コーポレートガバナンス・コード (UK Corporate Governance Code) が改訂され、FTSE350 企業における 10 年毎の外部監査契約入札を規定
2015 年 9 月	FRC による、倫理基準、監査基準、コーポレートガバナンス・コード、監査委員会ガイダンスの改訂のコンサルテーション
2015 年 10 月	BIS による法案策定のためのテクニカルコンサルテーション
2016 年 6 月	法律制定

## ② フランス

フランスでは、2016 年 3 月に監査法人の強制ローテーション制度が立法化された。フランスでは、従来から法律により連結財務諸表の作成が要求されている企業は共同監査が義務付けられている。新 EU 法定監査規則では、共同監査の場合には共同監査人間の牽制が働くことを理由に 24 年の最長継続任期が認められており、フランスの国内法においても、同様に共同監査の場合の監査法人の最長継続任期を 24 年としている。なお、共同監査を義務付けられていない企業について、単独の監査法人が会計監査を行う場合の監査法人の最長継続任期は 10 年（公開入札を行ったときは更に 6 年延長可能）とされている。

【表 7】 フランスにおける新 EU 法定監査規制に関連する諸制度整備の動向

年月	出来事
2012 年 7 月	H3C (Haut Conseil du commissariat aux comptes : フランス会計監査役高等評議会) が EU 法定監査規制に関する提案を報告
2015 年～	公認会計士、規制当局 (監査等)、司法省、財務省ら関係者による協議
2015 年 12 月～2016 年 2 月	司法省がフランス商法の関連条文改正のための草案作成
2016 年 3 月	法律制定

## ③ ドイツ

ドイツでは 2015 年 12 月に監査法人の強制ローテーション制度を含む会計監査に関する国内法 (AReG, Abschlussprüfungsreformgesetz) の法案が公表され、2016 年 3 月中旬に連邦議会で採択、5 月に制定された。ドイツでは、銀行と保険会社については入札による延長を認めないことと

されている。

【表 8】 ドイツにおける新 EU 法定監査規制に関連する諸制度整備の動向

年月	出来事
2015 年 3 月	BMJV（Bundesministerium der Justiz und für Verbraucherschutz：独連邦司法消費者保護省）による法案作成
2015 年 3 月	BMJV による関係者への意見招集
2016 年 5 月	法律制定

④ オランダ

オランダでは、新 EU 法定監査規則に先行して、2012 年 12 月に監査法人の強制ローテーション制度が制定された。最長継続任期は 8 年、最短インターバルは 2 年等、新 EU 法定監査規則（最長継続任期 10 年、最短インターバル 4 年）と異なる内容であったため、2015 年 10 月、新 EU 法定監査規則と整合させる目的で国内法の修正が行われた。新 EU 法定監査規則では、監査法人の強制ローテーション制度の適用について経過措置が認められているが、オランダにおいては、既に十分な準備期間が確保されていたとして、当該経過措置を適用せず、2016 年 6 月から直ちに適用された。

【表 9】 オランダにおける新 EU 法定監査規制に関連する諸制度整備の動向

年月	出来事
2012 年 2 月	財務省が公認会計士法の改正法案を作成
2012 年 12 月	法律制定
2015 年 10 月	新 EU 法定監査規制との整合性を図るため、国内法を修正

## 2. 監査法人の強制ローテーション制度導入後の具体的な動き

監査法人の強制ローテーション制度の導入後、欧州各国において、どのような動きが見られるのかについて、2016年9月より関係当局等への訪問によるヒアリング等の調査を行い、把握した情報は以下の通りである。グリーンペーパーについて行われたパブリックコンサルテーションをはじめとする一連の議論では、監査法人の強制ローテーション制度に関して、

- ・ そもそも企業にとって監査法人の選択肢が限られている状況では新たな監査法人を選定することが難しい
- ・ ローテーションによって、被監査企業に関する専門知識と経験が継承されないことから、新しく交代した監査法人において特に初年度及び翌年度の会計監査の実効性が失われる可能性がある
- ・ 監査法人が受嘱をめぐって競争することに伴い監査報酬が減少する可能性がある

といった留意点が挙げられていた。このため、ヒアリングにおいてはこれらの留意点がどのように認識され、どのような対応がなされているかについても質問を行った。

### (1) イギリス

#### ① イギリスの監査市場の概況

イギリスでは、FTSE350企業の会計監査のうち98%が、被監査企業数シェア上位6つの監査法人により行われており、多い順にPwC(27%)、KPMG(26%)、Deloitte(25%)、EY(17%)となっている。また、前述の通りFTSE100企業のうち、10年間同じ監査法人の会計監査を受けている企業の比率は67%、20年間同じ監査法人である比率は31%となっている<sup>16</sup>。

【表 10】 イギリスにおける監査市場の状況

	上場企業数シェア (%)
PwC	27%
KPMG	26%
Deloitte	25%
EY	17%
BDO	2%
Grant Thornton	1%

出典：“FEATURE Audit fees survey,” Financial Director, p.26, March 2015.

注：対象はFTSE350企業。

<sup>16</sup> 出典・詳細は、【表 4】イギリスの監査市場における監査契約の固定化状況を参照。

## ② 関係当局からのヒアリング等

### i) 制度導入後の状況

監査法人の強制ローテーション制度の対象となる PIE は 2,300 社<sup>17</sup>であり、当局によれば、これらの PIE に対する会計監査を行う監査法人の数は、40～50 法人程度と見られている。

イギリスでは2015年よりFTSE350企業に対して強制入札制度が適用されたことを契機に、監査法人の強制ローテーション制度導入に先立った、企業による自発的な監査法人の交代が起きているとのことであった。新 EU 法定監査規則では公開入札を行った場合は監査法人の最長継続任期が 10 年から 20 年に延長されることもあり、強制入札制度は監査法人の強制ローテーション制度の円滑な導入に貢献していると思われる。

なお、現在の自発的な監査法人の交代は多くの場合 Big 4<sup>18</sup>から別の Big 4 へという形で行われており、Big 4 から中小監査法人への変更は極めて少ないと見られている。

また、新 EU 法定監査規則においては、監査法人の独立性の観点から、被監査 PIE に対する非監査業務提供が禁止されている。このため、特に金融機関について、監査法人の強制ローテーション制度と非監査業務との同時提供禁止ルールとを両立させつつ交代先の監査法人を選定することは、その業務の特殊性や規模等から念入りな準備が必要となる可能性があると思われる。したがって、監査法人の変更に当たっては、数年単位、場合によっては5年計画といった長期的な計画の下で、非監査業務と監査業務の関係を整理する必要があるとの指摘もある。

### ii) 監査品質への影響

監査法人の交代にあたり、監査法人の引継ぎの手続は、交代後数年の会計監査、特に初年度監査を行うために非常に重要であり、2016年6月に公認会計士団体より指針が改正されている。また、強制入札制度の導入後は監査法人の交代が増加しており、監査法人それぞれが様々な企業で前任・後任という立場になるため、相互に協力し合う意識が向上していると指摘されている。

### iii) 監査報酬への影響

監査法人の強制ローテーション制度の導入に伴う競争により監査報酬が減少するのではないか、との懸念について、実際には、監査法人の交代が行われても、一般的に報酬は下がっておらず、むしろ増加しているとの意見もあ

<sup>17</sup> Federation of European Accountants [FEE], “Definition of Public Interest Entities(PIEs) in Europe,” p.8, October 2014.

<sup>18</sup> 世界的に展開する4つの大規模会計事務所（Deloitte、EY、KPMG、PwC）及び各国に所在するこれらの会計事務所のネットワーク法人をいう。

る<sup>19</sup>。その理由の一つとして、監査法人の選任に当たって、監査委員会が詳細に検討を行っていることが監査報酬が合理的な水準に落ち着くことに寄与していると考えられるとのことである<sup>20</sup>。また、企業によっては、会計監査の品質に対する取組みや監査手続についてのプレゼンテーションを監査法人から受けた上で監査法人を決定し、その後報酬について協議しているケースもあるとのことである。

#### iv) その他（FRCによる検査結果の活用）

イギリスの会計監査改革においては、強制入札制度、監査法人の強制ローテーション制度及び監督当局による監査法人の検査がうまく組み合わせられて実施されることにより、適切な効果がもたらされると捉えられている。また、2014年9月にコーポレートガバナンス・コードが改訂され、監査委員会によりその責任において監査法人が選択されるようになり、その一環として、監査法人の品質に関する評価についても真剣に議論が行われるようになっていくことも、監査法人の強制ローテーション制度の円滑な実施に影響しているとのことである。

同国の監査監督当局であるFRCによる監査法人の検査は、法人全体の品質管理だけではなく個別の会計監査業務についても対象とされており、個別監査業務の検査結果については、監査法人にだけでなく、対象企業の監査委員会の議長にもFRCから直接伝達されている。検査結果は入札時の参考とされ、企業がより適切な監査法人を選べるようになることに貢献しているとのことである。

## (2) フランス

### ① フランスの監査市場の概況

フランスにおいては、主要株価指数であるCAC 40を構成している企業を含むPIEの大部分が、Big 4と同国に基盤を有するMazarsを合わせたBig 5による会計監査を受けている。同国では共同監査が義務付けられており、連結財務諸表の作成が義務付けられる企業には2つ以上の監査法人で会計監査が行われている。このことから、中小規模の監査法人もBig 5と共同監査を行うことでPIEの会計監査に携わっている。

<sup>19</sup> “FTSE250 auditors survey,” Accountancy, p.20-21, June 2016.

<sup>20</sup> イギリスにおいてはExtended auditor’s reportsが採用され、監査人が設定した重要性の金額等が記載されており、当局は重要性の金額を踏まえて監査報酬の水準をモニタリングすることが可能であるとの指摘がある。

【表 11】 フランスにおける監査市場の状況

	上場企業数シェア (%)
EY	32%
Deloitte	23%
PwC	21%
KPMG	14%
Mazars	10%

出典：“CACoCAC 2015 Etude sur les CAC du CAC 40 en 2014,” Day One, September 2015.

注：対象は CAC 40 企業。シェアが 100%を超えているのは、データの取得時点が異なるため。

## ② 関係当局からのヒアリング等

### i) 制度導入後の状況

フランスでは、監査法人の任期が平均 24～25 年程度とみられており、新 EU 法定監査規則における共同監査を実施した場合の監査法人の強制ローテーション制度の最長継続任期 24 年に近い数値となっているため、制度導入による監査法人交代の混乱といった影響はほぼないと考えられている。

監査法人の強制ローテーション制度の対象となる PIE は 2,533 社<sup>21</sup>であり、PIE を監査する監査法人の数は、200 法人程度と見られている。共同監査が義務付けられているため、他の欧州諸国よりも PIE を監査する監査法人の数が多。ただし、200 法人のうち約 170 法人は PIE を 1 社のみ監査している中小規模の監査法人である。昨今、会計監査については規制の強化が進み、PIE を監査する監査法人の責任が増大しており、今後は監査法人の合併あるいは撤退により、PIE を監査する監査法人の数は減少していくと予想されている。こうした中、共同監査は中小規模の監査法人が PIE の監査業務の経験を積む機会を提供し、監査法人の育成に資すると考えられている。

監査法人の選択肢が限られている状況では、監査法人の強制ローテーション制度の円滑な実施は難しいのではないかと懸念については、共同監査は複数の監査法人の組み合わせによる人員確保を可能とし、中小監査法人を育成することにより監査市場の寡占状態の改善を図ることができるため、監査法人の強制ローテーション制度の円滑な実施に資すると考えられている。

### ii) 監査品質への影響

欧州委員会のパブリックコンサルテーションで議論された監査法人の強制ローテーション制度による知識・経験の中断の懸念については、共同監査では、共同監査人が交互に交代し、知識や経験の不足を補うことができることから、円滑な交代が可能であるとされている。

<sup>21</sup> 脚注 17 に掲げる文献の 7 頁。

### iii) 監査報酬への影響

当局によれば、監査法人の強制ローテーション制度導入後、間もないため、監査報酬への影響はまだ明らかになっていないとのことである。なお、新 EU 法定監査規制の導入前は、企業の経営陣が監査法人を選定しており、経営の立場から監査報酬の低さを重視して選定される傾向にあったが、監査委員会が監査法人を選定する責任を有することとなったため、今後は、監査報酬だけでなく、会計監査の品質、保有するシステムやチームの編成が適切かなども総合的に勘案して監査法人が選定されると目されている。

### iv) その他（監査委員会の機能強化）

今般の欧州の会計監査改革では、監査法人の強制ローテーション制度の導入だけでなく、監査委員会の機能と責任も強化されている。改革は監査法人に対するものだけではなく、企業のコーポレートガバナンス強化と一体となり、会計監査のステークホルダー全体の機能強化による会計監査の質の向上に向けた取組みが進められている。

## (3) ドイツ

### ① ドイツの監査市場の概況

ドイツにおいては、上場企業監査のうち、94%の会計監査を被監査企業数シェア上位5つの監査法人が占めており、上位から PwC (28%)、KPMG (27%)、EY (24%)、Deloitte (11%)、BDO (4%) となっている。なお、同国の上場金融サービス業の監査の大宗は KPMG が行っている。

【表 12】 ドイツにおける監査市場の状況

	上場企業数シェア (%)
PwC	28%
KPMG	27%
EY	24%
Deloitte	11%
BDO	4%

出典：DAX160 企業のアニュアルレポート（2014）。

注：対象は DAX160 企業。

## ② 関係当局からのヒアリング等

### i) 制度導入後の状況

監査法人の強制ローテーション制度の対象となる PIE は 1,600 社<sup>22</sup>であり、制度導入の影響を受ける監査法人の数は 80 から 90 法人程度と目されている。以前は百数十の監査法人が PIE に対する会計監査を行っていたが、グローバル化、IFRS 監査に要求される知識の高度化、会計監査への規制の強化等により、PIE の会計監査に要求されるレベルが高くなってきていることから、PIE に対する監査法人の数は減少傾向にある。

Big 4 は上場企業監査の 90% を占めており、非監査業務の同時提供禁止ルールを守りつつ新規の監査先として検討すべき企業を識別するため、現在監査を受嘱していない企業も含め、各企業における監査法人の利用状況をデータベース化し、監査業務・非監査業務の調整を開始している。

### ii) 監査報酬への影響

制度が開始されて間もないため、制度の導入が監査報酬・監査時間や競争状況に与える影響は現時点では把握できていない。しかし、新 EU 法定監査規則における 20 年の最長継続任期の適用を受けるためには、厳格な入札プロセスを経て監査法人を選定することが必要となるとともに、監査委員会は監査法人の選定基準を明確化することが求められている。このため、監査委員会は監査時間や報酬も含め適切な選定を行うと目されている。実際、監査委員会は将来のローテーションに向けて、監査法人との情報交換を開始しつつある。

監査委員会は監査法人の選定を担うにあたり、more detailed and informative audit report、いわゆる詳細かつ情報量の多い監査報告書<sup>23</sup>はそれぞれの監査法人が企業のこういったリスクに着目し会計監査を行っているかをより詳細に記載することから、監査委員会の監督機能強化に貢献するとともに、監査委員会が監査法人の会計監査の品質などを評価する上でも重要な情報となるとされている。

## (4) オランダ

### ① オランダの監査市場の概況

オランダでは PIE 監査のうち、87% の会計監査を被監査企業数シェア上位 4 つの監査法人が占めており、上位から KPMG (29%)、EY (25%)、PwC (20%)、Deloitte (13%) となっている。

<sup>22</sup> 脚注 17 に掲げる文献の 7 頁。

<sup>23</sup> 「会計監査の在り方に関する懇談会」提言では「監査報告書の透明化」と呼ばれている。



【表 13】 オランダにおける監査市場の状況

	上場企業等数シェア (%)
KPMG	29%
EY	25%
PwC	20%
Deloitte	13%

出典：IFIAR, “Member Profiles,” 2017. (データの時点は 2016)

注：対象は PIE。

## ② 関係当局からのヒアリング等

### i) 制度導入後の状況

監査法人の強制ローテーション制度の対象となる PIE は 1,200 社<sup>24</sup>であり、オランダでは制度導入の影響を受ける監査法人の数は 9 法人程度と目されている。

同国では、2000 年代に主要な上場企業において不正会計問題が発生したことなどから、会計監査制度の改革が積極的に行われており、2012 年に強制入札制度が国内立法化され、これまで移行期間中であったが、新 EU 法定監査規則の制定を受け、EU の規制に統一することとなった。この 2 年間で、先行して監査法人を交代することで最適な監査法人を選ぶことができるとの理由から、多くの PIE が監査法人を自発的に交代させている。監査監督当局は、既に実施されている筆頭業務執行社員の定期的な交代に加えて、監査法人を交代させる二重のローテーション制度が働くことにより、監査法人の独立性や新たな視点の確保が機能することを企図している。

非監査業務の同時提供の禁止<sup>25</sup>などにより、交代できる監査法人の数は極めて限定されるのではないかと懸念が示されていたが、企業側及び監査法人側の双方において監査法人交代の準備が進んでおり、問題はないものと見られている。

また、同国では、特に大規模な金融機関等、業種に特別な監査能力が求められる場合、後任の監査法人におけるリソースの確保のため、グローバルネットワークからイギリスの公認会計士など必要な能力を持った人材を呼ぶことで対応が可能と考えられている。

### ii) 監査品質への影響

オランダの公認会計士協会は、監査法人の強制ローテーション制度の影響を受ける 9 つの大手監査法人を対象に、監査人交代時の引継ぎ【参考資料 4】を強化するための手続を定めたガイダンスを策定・公表した。当該ガイダン

<sup>24</sup> 脚注 17 に掲げる文献の 7 頁。

<sup>25</sup> 新 EU 法定監査規則第 5 条。

スでは、書類の移送や個別監査手続の方法などについて、守秘義務を踏まえつつ、監査法人同士の対応方法等を定めている。

iii) その他（監査委員会の機能強化等）

同国では、監査委員会が適切な監査法人を選ぶための情報をより充実させるため、監査法人の作成する透明性報告書の内容の充実や、監査監督当局が監査法人に検査を行った際の検査結果の企業に対するフィードバックの方式に係る法令改正が行われた。具体的には、これまでの検査結果報告書は個別監査業務の検査内容を含まない一般的なレポート (general report) であったが、2014 年の検査からは、個社名・個人名は伏せながら個別監査業務の検査内容を含む検査結果報告書を企業に提供することが可能となった。

## (参考) 欧州以外の諸外国における監査法人の強制ローテーション制度をめぐ る状況

### (1) アメリカ

2002 年のアメリカ企業改革法制定から約 9 年後の 2011 年 8 月、PCAOB (Public Company Accounting Oversight Board : 公開会社会計監督委員会) は監査人の独立性と監査法人のローテーションに関するコンセプトリリース (Concept Release on Auditor Independence and Audit Firm Rotation) を公表した<sup>26</sup>。

同コンセプトリリースでは、監査法人の強制ローテーション制度の導入によって、監査法人と被監査企業の関係が根本的に変革され、監査法人の機能が大幅に強化される可能性があるとして、監査法人の独立性と監査法人の強制ローテーション制度についてのコメントが募集された。また、2012 年 3 月にはコンセプトリリースに関する公開ラウンドテーブルが開催され、関係各界の有識者から幅広く意見を聴取するため、投資家、財務諸表作成者、学者、公認会計士及び規制当局などが参加した。

その後、2013 年 7 月に公開企業による監査法人の強制ローテーション制度の導入を禁止する法案が下院を通過したが、上院では審議されずに失効した<sup>27</sup>。それ以降、アメリカにおいて、監査法人の強制ローテーション制度導入に向けた検討プロジェクトは行われていない。

このように、同国においては、現在、監査法人の強制ローテーション制度の導入は議題として取り上げられていないが、監査法人の独立性確保は重要な課題の 1 つとされている。

PCAOB が現在取り組んでいる会計監査に関する基準設定等の議題としては、会計上の見積り、公正価値評価など、会計監査において特に職業的懐疑心の発揮が重要となる領域に関するものが増加しており、そのためにも独立性は重要な課題であるとされている。最近基準化されたものには、会計監査の透明化を促進するもの (業務執行社員の氏名の開示、重要な他の監査人 (重要な子会社を担当している親会社監査人以外の監査人等) の情報の開示等) などがあり、情報開示は監査人の独立性を評価する上で有用であるとのことであった。

また、監査法人を監視する責任を有する監査委員会が適切に会計監査の品質を評価し監査法人を選任できるようにするため、AQI (Audit Quality Indicators : 監査品質の指標) の導入について現在検討が行われている。AQI

---

<sup>26</sup> PCAOB, "Release No. 2011-006 CONCEPT RELEASE ON AUDITOR INDEPENDENCE AND AUDIT FIRM ROTATION," August 2011.

<sup>27</sup> The Library of Congress, H.R.1564 - Audit Integrity and Job Protection Act, <https://www.congress.gov/bill/113th-congress/house-bill/1564/text>

を実施しその内容を会計監査のステークホルダーに開示することは監査法人の独立性の確保や会計監査の品質向上を図ることにつながると考えられている。なお、PCAOB は 2017 年 6 月に、監査報告書の一項目として監査法人の長期間の関与（Audit firm tenure）について記載することを含む監査基準の改訂案を公表した。

以上のとおり、PCAOB において、監査法人の独立性の確保は、引き続き、重要な課題と認識されている。

なお、前述の公開ラウンドテーブルにおいては、監査法人の強制ローテーション制度を導入するとした場合に留意すべき事項への対応策についての議論も行われ、例えば以下のような意見が聞かれたとのことである<sup>28</sup>。

- ローテーション期間を十分に長く設定する（10 年またはそれ以上）
- ローテーションの対象となる業種を限定する
- 監査リスクが高い場合にのみローテーションを実施する
- 検査結果に問題があった場合にのみローテーションを実施する
- 特殊事情がある場合、ローテーションの時期を延期する
- 非監査業務を行っている場合、調整するための期間を十分に確保する
- ローテーションが一斉に行われられないような配慮を行う
- 初年度監査や監査人の引継ぎに関する基準を策定する
- 交代初年度においては、前任監査人との共同監査を行う
- PCAOB が初年度監査の検査を行う

## (2) インド

インドでは 2013 年 8 月に「2013 年新会社法（Companies Act, 2013）」が公布され、1956 年に制定された旧会社法が全面的に見直された。この中で、公開企業における独立取締役の選任義務や監査委員会の設置義務等の企業のガバナンス強化と合わせて、従来 ICAI（The Institute of Chartered Accountants of India：インド勅許会計士協会）による倫理規則で定められていた監査人のローテーション制度が法的に義務付けられた。

同制度では同国の公開企業<sup>29</sup>は、監査法人を 10 年（個人の場合は 5 年）で交代させることが求められる。監査法人交代に伴う最短インターバルは 5 年

<sup>28</sup> 同ラウンドテーブルについては、PCAOB, “Transcript: Public Meeting on Auditor Independence and Audit Firm Rotation,” 2012 参照。

<sup>29</sup> 監査人の強制ローテーション制度の対象となる公開企業は以下の通り（日本円換算額は 2017 年 3 月末時点の為替レートによる）。

- a) 上場会社
- b) 払込資本金が 1 億ルピー（約 1 億 7 千万円）以上の公開会社
- c) 払込資本金が 2 億ルピー（約 3 億 4 千万円）以上の非公開会社
- d) 借入・社債等が 5 億ルピー（約 8 億 6 千万円）以上の公開会社・非公開会社

である。監査法人の交代にあたり、同一ネットワークの監査法人への交代は認められず、また、前会計年度に業務執行社員をしていた者が別の監査法人に移動する場合、その監査法人への交代についても5年間の最短インターバルが適用される。

なお、新会社法は2014年4月1日より施行されているが、同年3月31日に公布された施行令において、監査法人の強制ローテーション制度の導入に際しての経過措置（例えば、旧会社法の下で既に10年同一の監査法人を利用している場合は最長継続任期は13年となる）が設けられている。

2016年4月から6月にかけて同国の Grand Thornton 及び Prime Database 社が実施したサンプル調査<sup>30</sup>では、

- ・ 78%の企業が、監査法人の強制ローテーション制度は財務報告の改善につながる独立性の促進のために正しい方向の取り組みであると認識
- ・ 企業の間で監査法人の強制ローテーション制度の理解が進んでいる一方で、82%の企業は、監査人の交代の決定または決定のための明確な計画ができていないと回答

といった結果となっている。

### (3) 南アフリカ

南アフリカの監査監督当局である IRBA (Independent Regulatory Board for Auditors : 監査人規制独立委員会) は、2016年10月25日、監査法人の強制ローテーション制度に関する提案を行うとともに、同日から同年12月24日までパブリックコメントを行い、2017年6月2日に監査法人の強制ローテーションに関する指針 (Rule on Mandatory Audit Firm Rotation) を公示した。同指針では、上場会社及びその他の PIE の会計監査を行う監査法人の最長継続任期を10年、最短インターバルを5年としている。当該ローテーション制度は、2023年4月1日以降の会計年度より適用される。なお、共同監査のケースにおいて、両方の監査法人の最長継続任期がいずれも10年以上になる場合、一方の監査法人が交代することとし、もう一方の監査法人は最長継続任期を2年延長することができるかと規定している。

IRBA は監査法人の強制ローテーション制度を導入した背景として、欧州において監査法人の強制ローテーション制度が導入されたこと、IRBA の監査法人への検査の主な指摘事項に独立性に関するものがあつたことを挙げるとともに、監査市場の寡占や、上場企業監査を行う業務執行社員のうちブラックアフリカン割合が3%に満たないこと等に言及している<sup>31</sup>。

<sup>30</sup> Grant Thornton, “The Future of Audit in India – A series by Grand Thornton Part I – Mandatory Firm Rotation – Is India Inc. ready? – A survey,” p.8-14, 2016. 調査は監査法人の強制ローテーション制度の対象企業である National Stock Exchange 上場企業 1,480 社中、303 社から得られた回答を分析している。

<sup>31</sup> IRBA, “The IRBA announces measures to strengthen auditor independence and enhance investor protection,” August 2016.

【表 14】 南アフリカにおける監査市場の状況

	上場企業の時価総額シェア (%)	上場企業数シェア (%)
PwC	48%	21%
Deloitte	22%	18%
EY	14%	11%
KPMG	12%	17%
Grant Thornton	4 %	14%
Mazars	1 %	6 %

出典：IFIAR, “Member Profiles,” 2017. (データの時点は不明)

※ その他の事例として、韓国では、2003年12月に株式会社の外部監査人に関する法律（Act on External Audit of Stock Companies）が採択され2006年1月以降に開始される会計年度から、一監査法人が連続して6年を超えて同じ被監査企業に対して会計監査を行うことが禁じられた。

韓国政府は1997年の金融危機以降、会計制度の改革を検討していたが、アメリカでエンロン事件を契機に監査法人の強制ローテーション制度の導入が検討されていたことが、韓国における制度導入に影響を与えたとされる。

その後、アメリカにおいて監査法人の強制ローテーション制度が最終的に導入に至らなかったこと等を理由として、2009年2月に同制度は廃止された。

## V. まとめ

カネボウなどの不正会計事案を受けた監査法人の独立性強化策として、2006年に金融審議会からパートナーローテーションの制度強化が打ち出され<sup>32</sup>、それが実施されて10年余が経過した。

### 1. パートナーローテーション制度の有効性の検証

この間、我が国では依然として重大な不正会計事案が発生している。特に、東芝事案では、同一監査法人（前身の監査法人を含む。）が約47年間、個人事務所の時期を含めると約63年間にわたり同社の会計監査を実施しており、同社のガバナンスへの過信や、監査手続の前例踏襲、過去の監査従事者の判断への過信などから職業的懐疑心を鈍らせることとなり、結果として、監査チームは不正を見抜くために有効な会計監査を実施することができなかった。

東芝事案においては、制度強化後のパートナーローテーションが実施されていたが、事案の発生原因・要因を踏まえると、パートナーローテーションは制度導入時に期待された「新たな視点での会計監査」という観点からは、結果として十分にその効果を発揮するものとしては機能しなかったと考えられる。

### 2. 企業と監査法人の監査契約の固定化

また、TOPIX上位100社のうち、この10年間に監査法人が交代したのは5社に留まるなど、この10年間に同一監査法人との監査契約はさらに固定化しており、監査法人の自発的な交代は進んでいない状況である。これらの点は、あまりにも長期間にわたり同一監査法人の会計監査を継続している企業の場合、株主や他のステークホルダーの理解が得られるかということも含め、独立性の確保の観点から検討すべき論点であると考えられる。

### 3. 欧州における監査法人の強制ローテーション制度の導入

一方、欧州では、この10年間の変化として、監査法人の独立性の強化や、企業の監査に新任の監査人による「新たな視点」を入れるため、原則として同一監査法人の最長継続任期为10年<sup>33</sup>とする監査法人の強制ローテーション制度が2016年より導入された。

欧州における、監査法人の強制ローテーション制度導入の際の議論では、同制度は監査法人の強固な独立性を強化し、会計監査の品質向上につながるとされる一方で、監査法人の交代により、監査法人に一時的な知識・経験の不足が生じることや、監査市場が寡占化していることで他の監査法人を選任することが困難であるといった留意点が指摘されたところである。監査法人の強制ローテーション制度の導入後、

<sup>32</sup> 金融審議会公認会計士制度部会「公認会計士・監査法人制度の充実強化について」（2006.12）。

<sup>33</sup> 最長継続任期は、公開入札が行われた場合は20年まで、共同監査を実施した場合は24年まで延長することが可能。

上記の留意点への対応を含め、欧州各国の動きについて、欧州各国の関係当局等へのヒアリング等の調査を行ったところ、監査法人の交代が会計監査の品質に与える影響等については、欧州の監査法人の強制ローテーション制度は導入後間がなく、その見極めにはなお時間が必要であるとのことであった。また、欧州では、各国ごとに同制度の導入に至る経緯や各国における監査市場の状況などが異なっているが、上記の留意点への対応として、それぞれに工夫をしているとのことであった。例えば、イギリスにおいては監査法人の強制入札制度の導入、フランスでは共同監査の義務付け、さらに、欧州各国では監査法人間の引継ぎルールの整備といった対応をすることにより、これまでのところ、混乱なく監査法人の強制ローテーション制度が実施されつつあるとの見方が示された。

現在、各国の上場企業監査の市場は総じて寡占化の傾向にあり、イギリス、フランス、ドイツ、オランダの Big 4 のシェアは 9 割以上であり、我が国においても上場企業全体の 4 分の 3 の監査を Big 4 が行っている。こうした中、監査法人の強制ローテーション制度導入のメリットの一つとして、上場企業監査を行うことができる監査法人が Big 4 以外にも増え、寡占解消につながることを考えられるのではないかとの見方もある。今回の調査において、監査法人の強制ローテーション制度の導入が監査市場の寡占解消に影響を及ぼすかについて、欧州各国の当局からは、寡占解消につながるか分からないとする見方と、寡占解消を促す影響があるとの見方の両方があった。

また、監査法人の強制ローテーション制度による監査報酬への影響について、欧州各国の当局からは、監査報酬の多寡のみをもって交代後の監査法人を選ぶことにはならず、監査報酬への影響は少ないとの見方があった。また、この点に関しては、企業の監査人を選任する監査委員会が、監査法人の選任にあたって、監査報酬のみではなく、監査法人に求められる独立性と専門性を有しているかについて検証することが重要であるとの見方が示された。

今回の調査報告は、会計監査の信頼性の確保のために監査法人の独立性の確保を徹底する方策の有効な選択肢の一つとして、監査法人の強制ローテーション制度について調査したものであり、主として、ここ 10 年の我が国における国内の会計監査をめぐる状況や、欧州における監査法人の強制ローテーション制度の導入の状況等について調査を行い、実態の把握を行ったものである。我が国においても、10 年前に監査法人の強制ローテーション制度の導入が議論された際には、上記の留意点と同様の懸念が指摘されたところである。しかし、現在の欧州の状況を踏まえれば、我が国において、依然としてこのような懸念が妥当するのか、その懸念に対応するために工夫する余地があるのか、我が国の監査制度や監査市場の状況を精査しつつ、改めて検討することが重要であると考えられる。今後は、欧州における監査法人の強制ローテーション制度導入の効果等を注視するとともに、我が国において、監査法人、企業、機関投資家、関係団体、有識者など会計監査関係者からのヒアリング



等の調査を行い、監査法人の強制ローテーション制度の導入に関する論点についての分析・検討を進めていくことが考えられる。

## 【資料1】パートナーローテーション制度

パートナーローテーション制度とは、業務執行社員（パートナー）が継続的に同じ被監査企業に従事できる期間に上限を設け、これを強制的に交代させる制度である。一般的には、一定のインターバルを置けば当該業務執行社員が再度同じ被監査企業に対して会計監査を行うことは可能とされている。

大企業に対する会計監査の場合、複数の業務執行社員が任に当たることが多いが、その場合、パートナーローテーション制度の対象を会計監査の責任者であり監査報告書に署名する筆頭業務執行社員（Lead audit partner/Key audit partner）に限定する場合と、会計監査の審査を行う審査担当社員や主担当ではない業務執行社員も対象に含める場合とがある。

### 1. アメリカにおけるパートナーローテーション制度

エンロン事件後 2002 年に成立した企業改革法（Sarbanes-Oxley Act Section 203, 208）等により、筆頭業務執行社員及び審査担当社員には最長継続任期5年、最短インターバル5年、その他の業務執行社員は、最長継続任期7年、最短インターバル2年のパートナーローテーション制度が義務付けられた。

### 2. 国際倫理基準におけるパートナーローテーション制度

IFAC（International Federation of Accountants：国際会計士連盟）は、2001年に「職業会計士の倫理規程」（国際倫理基準）を改訂し、業務執行社員について最長継続任期7年、最短インターバル2年のパートナーローテーションを求めることとした。

その後、金融危機を受け、2012年以降、IESBA<sup>34</sup>（International Ethics Standards Board for Accountants：国際職業会計士倫理基準審議会）において、PIEに対する会計監査におけるパートナーローテーション制度の強化について検討が行われた。

具体的には、現行規程について、PIEである被監査企業に対して、主要な業務執行社員が連続する16年のうち14年間関与する可能性があることについて、多数の利害関係者から懸念が示された。検討の結果、2016年12月改定案が基本合意され、筆頭業務執行社員及び審査担当社員の最短インターバルの延長（筆頭業務執行社員は2年を5年、審査担当社員は2年を3年）並びにインターバル中の監査チームや被監査企業との協議の禁止などの業務制限が規定された。

なお、IESBAは、監査法人の強制ローテーション制度について、欧州やその他の同制度を導入した各国の状況や同制度の効果を注視していくこととしている。

### 3. 欧州におけるパートナーローテーション制度

米国のパートナーローテーション制度導入やイタリアのパルマラット等の不

<sup>34</sup> IFAC 内組織で職業会計士の倫理基準を策定している機関。

正会計事案の発生を受け、2006年にEU法定監査指令が改正されパートナーローテーション制度が義務付けられた。現在では、新EU法定監査規則第17条第7項において筆頭業務執行社員（Key audit partner）に対するローテーション制度が定められており、最長継続任期7年、最短インターバル3年とされている。

なお、新EU法定監査指令の定義（第2条第16項）によれば筆頭業務執行社員とは以下のいずれかに該当する者を指す。

- 監査法人を代表して会計監査を行う主たる責任者として、特定の会計監査に従事する監査法人により指定を受けた社員
- グループ会社に対する会計監査を行うにあたり、グループ会社に対する会計監査を行う主たる責任者として監査法人により指定された社員、及び重要な子会社において主たる責任者として指定された社員
- 監査報告書に署名する社員

## 【資料2】強制入札制度

### 1. 制度の概要

強制入札制度とは、企業が監査人を選定する際に、公開の入札を義務付ける制度であり、多くの場合、「一定期間中に一度は必ず入札を行うこと」といった「期間」が定められている。

イギリスでは、2014年にCMA（Competition & Markets Authority：競争・市場庁）が規則（The Statutory Audit Services for Large Companies Market Investigation（Mandatory Use of Competitive Tender Processes and Audit Committee Responsibilities） Order 2014）を定め、FTSE 350企業は、少なくとも10年毎に監査契約を入札にかける義務を負うこととされている。

### 2. 期待される効果や留意点

強制入札制度の導入については、入札のプロセスにおいて、企業、監査委員会、株主の間のガバナンスが働くことにより、より高い品質の会計監査を提供する監査法人に交代する可能性が高まる効果が期待されている。

また、企業にとっては入札の際の監査法人の提案を通じて、これまで企業自身では気付かなかった事業上のリスクや会計上のリスクについて、新たな視点からの気づきをもたらされるとの効果が期待される。一方、強制入札制度については、監査法人の強制ローテーション制度とは異なり、監査法人が交代しない結果となる場合があり、新たな視点が確実に得られるわけではない。

監査法人にとっては、新しい企業から受嘱できる可能性が広がる効果が期待される一方、制度導入に伴って必要となる入札の準備コストを、全体として入札価格に反映させられない場合、監査法人側の負担増となる。

また、強制入札制度導入により価格競争となるため監査報酬は減少するとの指摘も存在するが、監査委員会が、価格を開示しない状態で選定を行う方式で入札するなど、監査品質を重視した選定を行う結果、報酬が減少しない場合も少なくないと指摘されている。

### 3. イギリスにおける制度導入後の状況

イギリスではFTSE350企業を対象に強制入札制度が義務付けられた結果、既に多くの企業が自主的に監査法人の交代の実施ないし交代の決定を行っており（対象企業のうち交代実施済の企業と交代を決定した企業はそれぞれ30社程度）、強制入札制度は有効に機能するとともに、監査法人の強制ローテーション制度の採用をよりスムーズにしていると受け止められている。また、欧州における監査法人のローテーション期間は10年であるが、入札を行うことにより20年まで延長可能となるため、入札を行う企業は今後FTSE350企業だけでなく、PIE全体に広がることが予想されている。

制度導入後、これまで同国では監査法人の交代に伴う報酬低下の傾向は見られ

ていない。これは、監査委員会の役割強化に伴い、牽制機能が働いていることも一因とみられている。

2017年2月、FRCは強制入札に関するベストプラクティス（Audit Tenders Notes on Best Practice）を公表した<sup>35</sup>。当該文書では、強制入札制度導入後に監査法人を交代した企業は、監査法人の交代により「新たな視点」が得られることが利点になっているとしている。また、強制入札のベストプラクティスとして、より監査品質を重視した監査法人の選定が行われるよう、(i) 監査委員会が監査法人選定のプロセスや選定基準を明確化して、投資家等に対し開示しておくこと、(ii) 報酬について、企業の経営者ではなく監査委員会によって交渉が進められるべきであること、(iii) 監査法人の交代に伴う引継ぎ等について留意すべきこと、などが記述されている。なお、報酬については、現状、入札に伴う値下げ圧力は見られていないとしている。その上で、投資家は監査報酬が他社と比べて低いことを気にするとの投資家代表の意見を引用しつつ、監査委員会に対し、入札のプロセスでの監査報酬の在り方について、主要な投資家の考えを求めるべきであるとしている。

---

<sup>35</sup> FRC, “Audit Tenders - Notes on Best Practice,” February 2017.

## 【資料3】共同監査

### 1. 制度の概要

共同監査とは、複数の監査法人が共同して1つの企業等の会計監査を行うことを指す。

フランスでは、共同監査が制度として一定の場合に義務化されている。同国における共同監査の歴史は古く、制度の導入は1966年に遡る。フランス商法が主たる根拠法で、連結財務諸表の作成が法により要求される企業において最低2つ以上の監査人により会計監査を行うことが規定されている（フランス商法L823-2）。共同監査において会計監査業務は分割されるが、責任は分割されず、双方の監査人が会計監査全体の責任を負うとされている。また、共同監査における各々の監査人の役割分担は、職業行動基準により規定されており（フランス商法L823-15）、2007年の新基準によれば、共同監査の監査人は作業計画や監査手続の共有に合意し、定量的・定性的な合意に則って業務負荷を調整すること、更には監査実施中に適宜業務の再配分を行うことが求められている。

なお、共同監査の運用実態としては、会計監査の担当領域を監査人の間で必ずしも機械的に半分に分ける必要はなく、例えば、高リスク領域は当該領域に経験・スキルが十分に備わっている監査法人が行うといった分担がなされている。また、監査法人の強制ローテーション制度の運用との関係では、共同監査にあたる複数の監査法人は、通常、円滑な引継ぎのために交代時期をずらすことが一般的とされている。

### 2. 期待される効果や留意点

共同監査に期待される効果として、会計監査に新たな視点を持ち込めること、相互チェックによる客観性の向上、大手以外の監査市場への参入機会の増加が挙げられる。共同監査においては、それぞれの監査法人の担当領域について相互にレビューが行われることから、それぞれの監査調書を閲覧し、内容を点検することになる。また、中小監査法人にとっては、共同監査の場合、単独監査に比して、より大規模な企業の会計監査の受嘱を可能とすることから、中小監査法人を育成するための手段になるとの見方が存在する。監査法人の強制ローテーション制度は知識・経験の蓄積が中断する可能性があるとの懸念についても、共同監査においては監査法人が互いのローテーション時期をずらすことにより、当該懸念を緩和している。また、共同監査により複数の監査法人を選定している企業は、一方の監査法人が存続しなくなった場合においても監査人を突然失うリスクを回避することができる。

一方、留意点として、複数の監査法人を選定する手間を要すること<sup>36</sup>、監査法

<sup>36</sup> 共同監査においては、監査法人の選定に時間を要することも多く、新EU法定監査規則において共同監査のローテーション期間の延長が24年まで（原則は10年）認められることとなった理由の一つと指摘されている。

人間の調整・情報共有等のためにコミュニケーションコストが発生すること、単独の監査法人を採用する場合よりも監査報酬が高くなる可能性が挙げられる。

### 3. 我が国における共同監査

我が国において、共同監査は、例えば企業が合併した際に、合併後の企業の会計監査を、合併前のそれぞれの企業の会計監査を担当していた監査法人等が共同で行う場合などについて行われている。

共同監査において表明した監査意見については、共同で責任を負うこととなるため、共同監査を行う監査法人等の中で、相互の品質管理体制の確認や共同監査に関する方針や手続、業務分担等を定めることが監査の基準<sup>37</sup>で求められている。

我が国において上場会社に対する共同監査の近時の状況は【表 15】に記載する通りである。2002 年度頃は、広範に行われ、2006 年度にカネボウを監査していた中央青山監査法人が業務停止になったことに伴い急増したが、その翌年度に大幅に減少し、2014 年度は 10 社強にとどまっている。また、共同監査の態様をみると（監査法人ではなく）個人公認会計士同士での共同監査となっている。

この背景としては、従来は大規模上場企業の会計監査については、一監査法人単独での受嘱は困難であるとして複数の監査法人による共同監査が行われていたが、大手監査法人の規模の拡大が進んだことに伴い、一監査法人単独での受嘱が可能になってきたことなどによるものと考えられる。

【表 15】 上場会社の会計監査における共同監査数

（単位：社）

	合計	共同監査の態様		
		法人・法人	法人・個人	個人・個人
2002 年度	186	48	37	101
2004 年度	164	43	31	90
2005 年度	186	85	26	75
2006 年度（注 2、注 3）	309	166	78	65
2008 年度	63	8	8	47
2010 年度	32	2	2	28
2012 年度	14	3	1	10
2014 年度	13	1	1	11

出典：日本公認会計士協会「有価証券報告書提出会社関係資料」『会計・監査ジャーナル』。

注 1：共同監査を責任者の態様ごとに分類したものであり、例えば、「法人・個人」は監査法人と個人公認会計士による共同監査を示す。

注 2：2006 年 7 月 1 日 カネボウを監査していた中央青山監査法人が業務停止。

注 3：2007 年 7 月 31 日 カネボウを監査していた中央青山監査法人の後継監査法人が解散。

<sup>37</sup> 企業会計審議会「監査に関する品質管理基準」、日本公認会計士協会「品質管理基準委員会報告書第 1 号 監査事務所における品質管理」。

#### 【資料4】 監査人の交代に伴う監査法人間の引継ぎ

同一企業の監査人の交代について、「従前の会計監査で積み重ねられてきた知識や経験が失われるリスクがある」と指摘されていることを踏まえると、前任の監査法人と後任の監査法人との間での確実かつ十分な引継ぎが行われることは極めて重要である。

この点、欧州では、監査人が交代する際の被監査企業の情報の引継ぎと監査法人の守秘義務との関係の整理等の実務上の要請により、監査法人の強制ローテーション制度導入に先立ち、引継ぎについての法改正やガイダンス策定等が行われている。例えば、フランスにおいては、従来監査基準で引継ぎの実施が定められていたが、実効性強化の観点から法律により定められることとなった。また、オランダにおいては、公認会計士協会により会計監査人交代時の円滑な引継ぎのためのガイダンスが策定された。



## 【資料5】各国における上場企業の監査市場の状況

各国において、企業の国際化や大規模化等が進む中で、特に上場企業を監査する監査法人は寡占化が進んでいる。

【表 16】各国における上場企業の会計監査の寡占化の状況

国名	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
上場被監査企業等数 に占める Big 4 の割合	74%	99%	95%	90%	90%
上場被監査企業等数 に占める Big 6 の割合	81%	100%	98%	—	—

出典：日 本 日本取引所グループ「適時開示情報閲覧サービス」、QUICK より金融庁作成 (2017. 3)。

アメリカ “Auditor Market Share of the S&P 500,” Audit Analytics, February 2017.

イギリス “FEATURE Audit fees survey,” Financial Director, p.26, March 2015.

ドイツ DAX160 企業のアニュアルレポート (2014)。

フランス “CACoCAC 2015 Etude sur les CAC du CAC 40 en 2014,” Day One, September 2015.

注 1：日本取引所グループ「上場会社数・上場株式数」(2017. 3) 及び世界銀行(The World Bank) “Listed domestic companies, total” (2016)によると、各国の上場企業数は、日本 3, 558 社、アメリカ 4, 331 社、イギリス 1, 858 社、ドイツ 531 社、フランス 485 社。

注 2：フランスは共同監査による受嘱を含む。

【表 16】の通り、我が国では上場企業の 80%以上が、他の諸外国では上場企業の 95%以上が Big 6<sup>38</sup>の会計監査を受けている。

特にアメリカでは、上場企業の 99%が Big 4 の会計監査を受けており、上場企業の会計監査の寡占状態が顕著である。

我が国においては、上場企業の Big 4 による監査占有率がアメリカやイギリスほど高くないが、約 7 割強の上場企業が Big 4 の会計監査を受けており、他の諸外国同様、上場企業の会計監査の寡占化がみられる。

フランスでは Big 4 に加え、フランス国内に主要な基盤を有する Mazars が Big 4 に次ぐ規模を占めている。Mazars については、フランスにおける共同監査制度 (前述【資料 3】) に対応して成長してきたとの指摘がある<sup>39</sup>。

<sup>38</sup> 「Big 6」とは、世界的に展開する 6 つの大規模会計事務所 (Big 4 及びそれに準ずる規模の BDO、Grant Thornton) 及び各国に所在するこれらの会計事務所のネットワーク法人をいう。

<sup>39</sup> 例えば、フランスに本社を置く多国籍企業が共同監査先を選定する場合、Big 4 との間では既に非監査業務契約を締結していることも多いことから、独立性確保の観点から Mazars を選定することが多いとの指摘がある。

【表 17】 各国における業務執行社員＋職員数（上位 6 つの監査法人）（単位：人）

	日本		アメリカ		イギリス		ドイツ		フランス	
1	新日本 (EY)	6,055	Deloitte	70,603	PwC	19,741	KPMG	9,533	Deloitte	9,400
2	トーマツ (Deloitte)	5,968	PwC	49,000	EY	19,424	PwC	9,417	KPMG	8,200
3	あずさ (KPMG)	5,337	EY	39,400	Deloitte	15,768	EY	8,075	EY	6,256
4	あらた (PwC)	2,040	KPMG	30,903	KPMG	12,764	Deloitte	5,346	PwC	5,000
5	太陽 (Grant Thornton)	381	Grant Thornton	7,906	Grant Thornton	4,461	Moore Stephens International	1,985	Mazars	2,679
6	東陽 (BDO)	210	RSM	7,731	BDO	3,696	Nexia International	1,921	Kreston International	1,727

出典：日 本 2015 年度に各監査法人が提出した業務及び財産の状況に関する説明書類。

アメリカ “The 2016 AccountingToday Top 100 Firms,” AccountingToday, 2016.

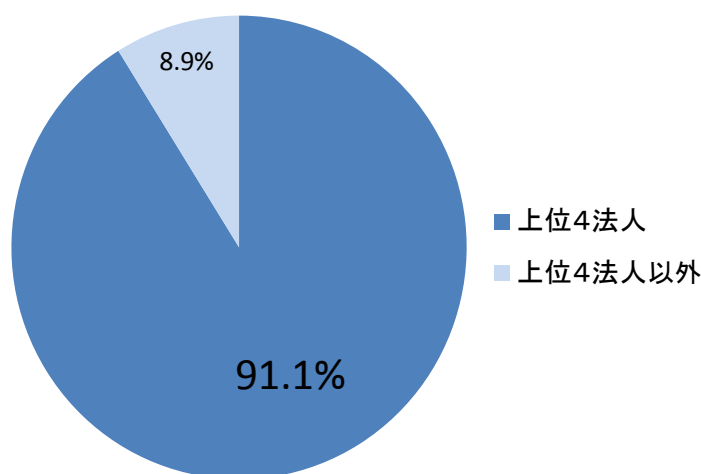
イギリス “Country survey,” International Accounting Bulletin, P.31, December 2015/January 2016.

ドイツ “Country survey,” International Accounting Bulletin, P.13, June 2015.

フランス “Rankings,” International Accounting Bulletin, P.20, October 2015. 他。

注：日本以外については、日本では監査法人とは別法人であるグループ会社において営まれている  
アドバイザー業務、税務等の事業に係る人員が含まれていることに留意が必要。

【図】 我が国における上場企業の会計監査に占める上位 4 つの監査法人の割合  
(時価総額ベース)



出典：日本取引所グループ「適時開示情報閲覧サービス」、QUICK より金融庁作成 (2017. 3)。

【表 18】 上場企業の監査法人の交代と監査報酬の動向（2015 年 1 月～12 月）

		交代後	
		Big 4	Big 4 以外
交代前	Big 4	増加 3 社 (15%) 据え置き 4 社 (20%) <u>減少 13 社 (65%)</u>	増加 1 社 (5.5%) 据え置き 1 社 (5.5%) <u>減少 16 社 (89%)</u>
	Big 4 以外	<u>増加 9 社 (53%)</u> 据え置き 3 社 (18%) 減少 5 社 (29%)	増加 9 社 (23%) <u>据え置き 21 社 (54%)</u> 減少 9 社 (23%)

出典：総合企業情報データベース eol（2015.12）。

日本国内の上場企業における 2015 年 1 月から 12 月の間の監査法人の交代（全体で 94 件）と監査報酬の変化について、いわゆる Big 4 と Big 4 以外とのグループに区別してみたところ、【表 18】の通りとなっている。これをみると、

- ・ Big 4 から Big 4 以外への交代のケースでは、監査報酬が減少している企業が多く（18 社のうち 16 社（89%））、
- ・ Big 4 以外から Big 4 への交代のケースでは、監査報酬が増加している企業が多く（17 社のうち 9 社（53%））、

全体として、Big 4 の監査報酬の水準が Big 4 以外に比して高くなっていることが窺われる。

また、Big 4 以外のグループ内での交代のケースでは、監査報酬の増減数が拮抗している（増加：9 社、減少 9 社、据え置き 21 社）一方、Big 4 内での交代のケースでは、監査報酬が減少する企業が多い。

この背景としては、Big 4 の間での価格競争の激しさがあるとも考えられるが、監査報酬については、個々の企業のリスクに応じた監査時間の変動、企業の業況などの変動要因もあることから、変動のうちのどの程度が競争上の理由に帰するかについては幅をもってみる必要があると考えられる。